



ひょうご消費者ネット 通信43

26. Nov.2025

兵庫県社会賞受賞のご報告と御礼

ひょうご消費者ネット 理事長 鈴木 尉久

このたび、ひょうご消費者ネットは、兵庫県より令和7年度兵庫県社会賞という栄えある賞を賜りました。兵庫県社会賞は、兵庫県が授与する最高位の賞である兵庫県文化賞等四賞（兵庫県文化賞、兵庫県科学賞、兵庫県スポーツ賞、兵庫県社会賞）の一つであり、県内において社会的貢献が顕著であると認められた団体・個人に授与されるものです。

ひょうご消費者ネットは、適格消費者団体の認定を受け、事業者が行っている不当勧誘、不当条項の差止請求を行うとともに、啓発リーフレット・冊子を制作して配布し、講座を開催するなど消費者教育も含めた幅広い活動を展開してきました。

この受賞は、このような活動が評価されたことによるものであり、ひとえに日頃よりひょうご消費者ネットの活動にご協力を賜っております会員の皆様、そしてその活動の意義にご理解、ご支持をいただいております皆様のお力添えの賜物であり、心より感謝申し上げます。

消費者被害の未然防止・拡大防止を目指して地道に取り組んできた活動が、こうして形となって認められたことは、今後の活動への大きな励みとなります。

今後とも、消費者の視点に立った活動を一層推進してまいりますので、引き続き、皆様のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、今回の受賞に際しご尽力いただいたすべての方々に、心より御礼申し上げます。



＜表彰状を受け取る鈴木理事長＞

《贈呈式》

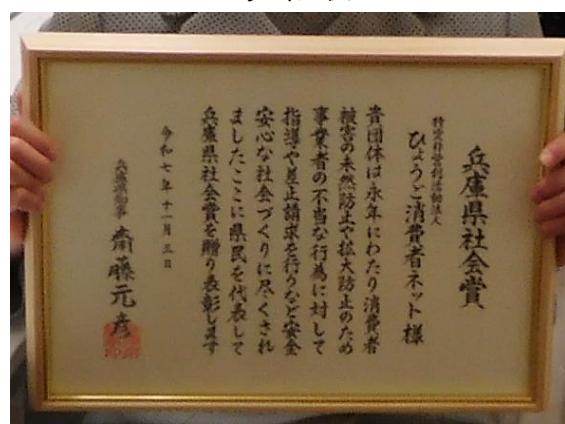
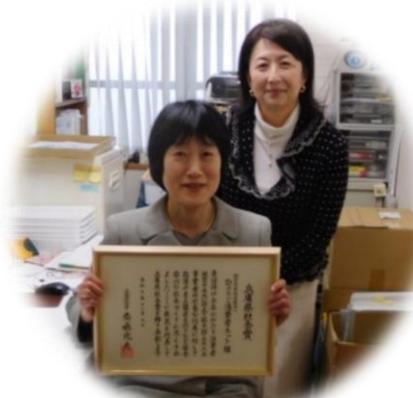
令和7年度兵庫県社会賞の贈呈式は、11月13日(木)神戸市中央区のラッセホールで行われました。

鈴木尉久理事長と金山順子専務理事が参列し、斎藤元彦知事から表彰されました。

受賞者のみなさん



表彰状



ひょうご消費者ネット事務所にて

「これからのエネルギーを考える」第7回

とらばぱ

こんにちは、「とらばぱ」です。今回で7回目となり、連載を始めてからもう1年半が過ぎたことに驚きましたが、みなさまにはもう少しお付き合いいただきたい、と思います。

これまでに

- ・エネルギーとは
- ・再生可能エネルギーとは
- ・太陽光発電とは
- ・太陽光発電の具体的な収支について
- ・太陽光発電の環境性について

といったことでお話をしました。

今回は太陽光発電の廃棄問題について触れたいと思います。

現在、太陽光の廃棄問題で懸念される点としては、

- ①「空き家」のように使われなくなった太陽光が放置され景観や環境を害さないか？
- ②廃棄時に有害物質が出るのでは？
- ③最終処分場がひっ迫するのでは？

などが考えられます。順番に考えてみましょう。

- ①使われなくなった太陽光が放置され景観や環境を害さないか？

太陽光発電システムを構成する機器には、太陽光パネル以外にもパネルが生み出す直流の電気を交流に変えるパワーコンディショナー（PCS）、それらをつなぐ配線ケーブルなどがあります。

日本における再エネの主力である太陽光発電は、2012年に固定価格買取制度（FIT）が導入されて以降、加速度的に増えてきました。

家庭用では、10年間の買取期間が終了する「卒FIT太陽光」が2019年から順次出てきました。「卒FIT太陽光」のご家庭に聞くと、「パネルは発電しているが、PCSが壊れた」という話をちょくちょくお聞きします。家庭用はもともと自家消費して余った分を売電する仕組みなので、「PCSが壊れたからすべて廃棄」というよりも「PCSを交換して自家消費し続ける」という選択が合理的なようです。

メガソーラーを含む産業用はFIT買取期間が20年間であるため、「卒FIT太陽光」は2032年ごろから順次出てきます。

土地や屋根を借りて発電している形態であれば、期間終了後に太陽光発電設置前の状況に戻す契約になっている場合が多いため、廃止発電所も出てくるでしょうが、逆に廃棄物については事業者が責任をもって対応します。

FIT太陽光は事業者が国の管理システムに登録されているため、産業用「卒FIT太陽光」については、発電できなくなった場合、廃止して責任を持って廃棄するか、機器を入れ替えて発電を継続するか、国に報告を義務付けるなどのルール整備が必要だと思います。

② 廃棄時に有害物質が出るのでは？

ニュースなどでは「太陽光パネルには有害物質が含まれている」と言われていますが、具体的には、セレン、カドミウム、ヒ素などの化合物と鉛を指しています。

いま世の中に普及している太陽光パネルの約95%以上は「シリコン系」です。シリコンは地球上で酸素に次いで豊富に存在し、天然には岩石や土壌に含まれる「ケイ素」です。(整形手術などに使われるシリコーンとは別モノです)

セレン、カドミウム、ヒ素などの化合物を使う「化合物系」パネルのシェアは5%程度とかなり小さいものです。これらの化合物はスマホなどにも使われるのですが、いずれにせよきちんと処理されなければいけません。

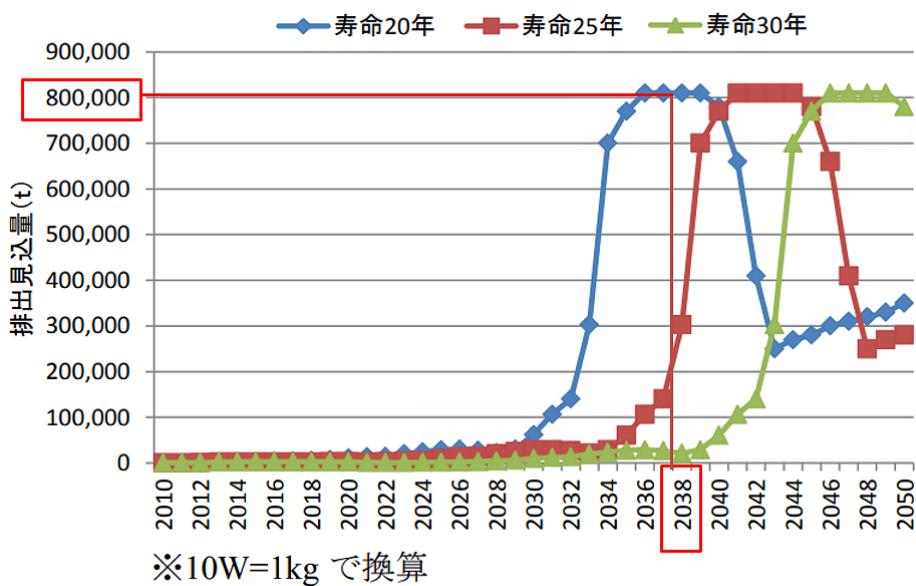
また、1990年代から2000年代に製造された太陽光パネルの電極には鉛はんだが使用されていたと考えられていますが、2010年代以降では無鉛はんだの電極が主流となっていて、鉛の含有率は全体的に減少しています。

③ 最終処分場がひっ迫するのでは？

太陽光パネルは年数が経過すると少しづつ出力は落ちてくるものの、メーカーは20~25年後でも新品時の80%程度の出力を保証しています。出力が低下してきてもそれなりに発電するので、25年が経過したら一気に廃棄が始まる、というわけではなく、順次交換などにより廃棄物が出てくると思われます。

そのため、FITが始まった2012年から産業用FIT期間20年が経過し、出力も低下してくる2037年頃からは太陽光パネル廃棄が相当量出てくると予想されています。

太陽電池モジュール排出見込量



(出典)環境省HP「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第一版)」

ピーク時には、使用済み太陽光パネルの年間排出量が、産業廃棄物の最終処分量の6%におよぶという試算もあり、一時的に最終処分場がひっ迫する懸念があります。

太陽光発電の設備(モジュール、パワーコンディショナー、ケーブル、接続箱など)は金属や半導体、ガラス、プラスチックなどで構成され、その大部分がリサイクル可能ですが、現状ではコストが高いことが課題です。

とはいっても、既に現実になっている技術を改善してコストを下げていくことは日本人の得意な分野であり、きっとここで日本の技術が世界をリードできるのではないか、と私は思うのですが、いかがでしょうか。

『鉄管の中の蛇』

ひょうご消費者ネット 副理事長 大石 貢二

今回は、前回に書きました姫路支部で刑事部の配属を終わろうとした頃からの出来事を書いている所を記載します。なお、今回は冒頭に私がテニスのラケットを抱えている写真を出しておりますが、私は裁判官になって10年目の36歳の時からテニスを続けております。実は、本年9月に、法曹テニスの西日本大会が行われ、これに、私は一期下で2歳若い弁護士さんと組み、年齢が丁度合計180歳のペアで参加し、3試合を楽しむことが出来て、大変感謝しております。



こうして、2年目が終わろうとする頃、思いがけないことが起こりました。私が姫路に着任する前に本庁である神戸の地方裁判所に挨拶に行った時、所長が私に「姫路で2年間勤務した後は、神戸に来て民事部で仕事をしてもらうことになっている」という趣旨のことを言われました。それで、3年目には神戸に行くものと思っていたところ、姫路の支部長から、3年目も姫路に残り、その次は神戸以外の裁判所に転勤することになると聞いていました。私より1年遅れて姫路に来た判事補がその話を聞き、本人は、自分も所長から私が聞いたのと同じことを聞いているので、一緒に現在の所長に確かめようということになりました。実はこの時点では、私達が先の話を聞いた所長から新しい所長に代わっていました。二人で新しい所長とお会いして、お話を伺ったところ、方針が変わったから了承して欲しいということでした。しかし、私の前任者やそれより前の人2人は姫路で2年勤務した後、姫路には当時民事事件を扱う合議部がないため、神戸地裁の本庁に異動して、民事の合議部に配属されていることを知っていたので、なぜ急に誰が、どういう理由で、長く続けられて

いた方針を変えたのか、その事情を知りたかったので、それをかなりしつこく質問しましたが、なかなか納得できる説明は得られず、その内に新所長は「貴方がたは、期待し過ぎだ」という趣旨の発言をされたため、私はムカッとなってしまい、「所長の言われることを信じたら、期待し過ぎになるのですか」というようなことを言ってしまい、変な雰囲気になって、結局納得できる話は聞けないまま、先の方針は変わらないことを告げられて話は終わりました。

こうして、姫路で3年目を迎えることになり、当時、姫路には民事事件の合議部がなかったため、少年事件を中心とした1年目と同じ仕事を続けることになりました。

この年に、長く付き合っていた現在の家内と結婚することに踏み切り、その約束をしました。

当時、神戸では法曹野球という大会がありまして、軟式野球を法曹三者、即ち、裁判官、検察官、弁護士のチームが対戦することが毎年行われていました。私は小学生の頃から野球が好きで、親しい仲間とチームを作り、一緒にプレイを続けておりました。特に修習生時代は先に述べましたように、大阪で修習生だけのチームがあり、ユニフォームまで作って、度々試合をしてきたということもあって、この年の5月にあった法曹野球に参加しました。ところが、検察官チームとの試合で、打者の時、内野ゴロを打って、夢中で一塁に突進した際に一塁手と激突して、胸部を強く打ちました。その後、胸部の痛みが治まらないので病院に行って胸部のレントゲン写真を撮って貰ったところ、骨折は無いことは判明したのですが、何と肺浸潤になっていることが判明しました。これは、先の婚約をしてから一週間位しか経っていない時だったので、大変なショックを受けたのを覚えております。前に書きましたように、大学3回生の時に54歳の父がガンで余命が3ヶ月であると聞かされた時以来のショックでした。私が大学生の時に休学していた際、近所にお住まいの関西学院大学の文学部の教授をされていた方から、青年時代に肺結核になって、その青春時代の全てを療養生活で過ごさざるを得なかったというお話を聞いたのを思い出したこと也有って、今回判明した病気について考え抜いた結果、通常生活に戻れるか自体、少なくとも戻れるまでにどれくらい時間が掛かるか判らないのであるから、自分では婚約を解消する他ないと結論になりました。物心ついてから初めてですが号泣しましたが、母も掛ける言葉がなかったのか、気が済むまで泣きなさいとだけ言っていたのを思い出します。その後、婚約の解消を申し入れましたが、彼女から強く諭されて申し入れは撤回することになりました。こういう経過があって、何としても早く病気を克服して、通常の状態に戻さなければ、という追いつめられた気持ちになっていたことを思い出します。そして、急遽、神戸市内にある共済組合関係の病院に入院して治療を受けることになりました。入院後半年位過ぎた頃、母、妹や婚約者らが栄養食を持って来てくれていましたが、病院が自宅のある西宮市からかなり遠くにあり、食事や裁判に

についての勉強の関係でも長くこのような状況を続けるのは適当でないと思い、院長に自宅に帰って療養を続けることができないかを相談しました。院長は、当初は怪訝に思われたようで、引き続き入院していることを勧められましたが、事情をお話ししている内に、当時では私の病状がかなり改善して来ていたようで、指示された療養生活、服薬を確実に守ること、他に感染させないように厳重な配慮をすることを条件に自宅で療養を続けることを了解して下さり、自宅の近くにある病院を紹介して頂きました。こうして自宅に帰り、新しい病院長の診療を受け、指示を守って、服薬と入院当時と同様の安静生活を自宅の自室で続け、感染防止のため、食事も自分の部屋で一人ですることにし、特に栄養分の取得に心掛けておりました。このような療養生活を続けている内、神戸地裁から連絡があり、前にお会いした所長は転勤され、新しく来られた所長が面談を希望しておられるとのことですので、日常生活で常時着用していた厚めのマスクをして、神戸地裁でお会いすることになりました。この所長は、私が修習していた頃、大阪地裁の刑事部裁判長で一番怖い方だと噂されていた方ですが、お話ししているうち、所長はどうも私が既に退院していることから、私がもう出勤できる状態になっているのに、療養を続けているように思われている気がしてきました。それで、私は自分が説明しても納得されないように思い、今診療を受けている主治医の院長さんに裁判所に来て貰うように頼むので、こちらで説明を聞いて貰えないかとお願いしたところ、所長は、何と自分は忙しくてそんな時間は取れないと言われました。これを聞いて、先に書きました事情もあって、少しでも早く職場に復帰したいと熱望して頑張っていましたが、お世話になっている医師から、まだ復帰できる病状ではないから休養して治療を続けるよう説得されたため、その指示に従って頑張っているという状況にあった私は、憮然となってしまい、所長がゴルフ好きでよく行かれていることを知人から聞いて知っていたところから、つい、「ゴルフされる時間があっても、医者に会う時間はないのですか」と言ってしまい、変な雰囲気になってしましました。結局、所長から早く復帰出来るように頑張りなさいという趣旨のことを言われて別れました。その後、幸いにも順調に快復して行き、最初に入院した時から1年足らずで、医師から病状は復帰しても良いところまで来たと言ってもらい、大変喜び、出勤することができました。そして前の所長からは神戸に行けないと宣告されるという経過があったうえ、次に来られた新しい所長との間には前記のように気まずいことが起きてしまっていたのに、その経緯の詳細については判りませんが、何と、幸いにも次は神戸地裁に移って勤務することの通知を受けまして、大変有り難く思い、大いにやる気になったことでした。なお、私より1年遅れて姫路に来て、親しく付き合っていた前記の判事補は、私の経過と違い、その後姫路から神戸地裁ではなく、和歌山地裁に異動することなり、間もなくして退官しており、大変気になったのでした。

(次号に続く)

ごあいさつ

理事会オブザーバー参加 兵庫県生活協同組合連合会

専務理事 福井 宣昭



兵庫県生活協同組合連合会(兵庫県生協連)の福井宣昭です。今年度より、ひょうご消費者ネットの理事会にオブザーバー参加させていただいております。

私は、1987年に生活協同組合コープこうべ(当時の灘神戸生協)に入所以来、38年間にわたり、宅配事業、地区本部、企画管理、保障事業(共済・全国制度の団体保険等)にかかわる業務に従事してまいりました。そして本年6月23日より、兵庫県生協連での職務に就かせていただいております。

所属する兵庫県生協連は設立から75年を迎えます。今日に至るまで、購買生協、大学生協、医療生協、共済生協という地域になくてはならない事業と活動をすすめる会員生協とともに、協同・連帯の力で組合員や地域のくらしを支える取り組みをすすめてきました。現在、会員数は32(生協・近畿労働金庫)会員となっており、集う組合員の総数は266万人(延べ人数)を超え、協同の輪は着実に県下に広がっています。生協は「助け合いの組織」として、これまでも協同の力で安心してくらし続けることができる社会の実現に向け、取り組んできた歴史があり、変わらぬ理念もあります。「助け合いの組織」として、今 の社会的課題をしっかりと学びあいながら、その解決に必要な方法をしっかりと考え、それを社会に広く伝えて、行政や企業、NPO、地域の諸団体と連携・協働し、様々な取り組みを進めてまいりたいと思っております。

皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

2025年秋 適格消費者団体連絡協議会 報告

ひょうご消費者ネット 理事・事務局 田村 直子

9月27日(土)、28日(日)の2日間、適格消費者団体連絡協議会が開催されました。当協議会は適格団体(特定適格を含む)、適格団体を目指す団体、消費者庁、消費者委員会、国民生活センター、消費者スマイル基金などの関係団体が一堂に会して懸案事項の協議、活動報告などを行うもので、毎年春と秋に開催されます。司会進行は適格団体持ち回りで、今回は消費者市民ネットおきなわが、アロハシャツの装いで登場でした。会場(国民生活センター相模原事務所)とオンラインのハイブリッド形式で、延べ参加人数は約380名でした。

<1日目 講演会が3つと事案報告>

○講演Ⅰ <講演30分><質疑20分>

「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」報告書について
パラダイムシフト専門調査会委員・弁護士二之宮 義人 氏

○講演Ⅱ <講演30分><質疑20分>

「健康食品等の健康保持増進効果等に係る諸規定とそれら規定による行政指導及び処分の状況と事例」

消費者庁 表示対策課 景品・表示調査官 川島 昌和 氏

○講演Ⅲ <講演30分><質疑20分>

「先端的医療を標榜する自由診療の問題と消費者法への期待」
国立がん研究センター研究支援センター 生命倫理部 部長 一家 綱邦 氏

◇差止請求事案報告1件、被害回復訴訟事案報告3件 <各10分程度>

1日目プログラムの中では、講演Ⅲの講師は国立がん研究センターの生命倫理部長の肩書を持つ法律家であったことが意外でした。主な内容は、「先端的医療」を標榜する自由診療の実態として、がん治療や再生医療の問題事例・問題実態と法規制の機能不全、医学・医療の本来のあり方、消費者法へのアプローチへの期待というものでした。いわゆる保険外診療の安全性・有効性のエビデンスが不明であるにもかかわらず、患者は薬をもすがる思いで、高額な治療費を払った挙句に、死に至るというような実態があるとのこと。消費者問題は命に係わることはないかもしれません、消費者被害も病も、誰もが遭遇するおそれがあるのは共通です。

<2日目の主な内容>

1, 複数適格消費者団体間でのシステム共同化の提案 <提案40分><質疑20分>

消費者機構日本 専務理事 板谷 伸彦 氏

各適格消費者団体は、消費者契約法第13条に定める業務（情報収集・差止請求権行使・情報提供）を法令に従い行っており、基本的な業務内容は共通していることと、同法第23条第3項では団体間での連携・協力の努力義務が課されており、現状では消費庁の掲示板等も設けられているが、更に進めた、業務プロセスの中での連携・協力を促進する共通の事務システムの整備が課題であることから、消費者機構日本(COJ)が、サイボウズ社の「Kintone」を使った業務システムの共同化を提案されています。今後、共通システムに参加意思のある適格消費者団体の事務局を対象にユーザートレーニング(3回程度)開催される予定です。

2, テレワーク活動員に係る紹介 <報告10分><質疑10分>

消費者支援ネット北海道 事務局長 大嶋 明子 氏

2019年末～コロナ禍により、オンラインによる会議や学習会が常態化し、新しい勤務体制の在り方を模索。事務局メンバーの柔軟な働き方及びリモート体制の強化が必要とされ、それに伴うハード・ソフト両面での対策、就業規則の策定、セキュリティ強化をされたとのこと。札幌市の「働き方改革」事業で、専門家の無料派遣があり、ITコーディネーターにより、事務所内のネットワークの構築ができたとのことです。主には、①VPNの活用による安全な接続、②リモート用PCのレンタル導入、③UTM(総合脅威管理)機器の導入、④パスワード管理表の作成と内部統制等について紹介されました。

3, 2024年度決算状況交流 <40分>

各団体の決算状況・収益状況についてアンケート結果、特徴的な団体(7団体)からの報告等があり、当団体も、「相談員試験受験講座」に取り組むようになった経緯と講座の内容、「かんぽ生命委託事業」の内容の報告をしました。

次回は2026年3月初旬にハイブリッド開催が予定されています。

*当団体参加者

鈴木理事長、金山専務理事（以上オンライン参加）、田村理事・事務局（現地参加）

ダークパターンに気をつけろ！

ひょうご消費者ネット 事務局 鈴木 惠

最近、ダークパターン（ディセプティブパターン）についてメディア等で取り上げられる機会が増え、ご存じの方も多いと思います。

ダークパターンには厳密な定義はありませんが、簡単に言うと、消費者を欺き、誘導する等の手法で、消費者が本来望んでいない選択をさせるようなWebデザインです。ほとんどの方が、ネット広告でダークパターンを目にしたことがあると思います。私も、以前から問題のある広告だと思っていたネット広告が、実はすべてダークパターンだということを2年ほど前に知りました。

欧米では、ダークパターンを禁止、又は、規制する包括的な法律がありますが、日本ではこのような法律がなく、個別法による規制で対応するしかないというのが現状です。

今できるダークパターンへの対策は、まず、ダークパターンがどのようなものかを消費者に知つてもらうことだと思います。日々増え続けるダークパターンの広告を見て、被害を防ぐためにできることを直ぐに始めなければという思いが強くなりました。個人でできることはごく小さなことです、とにかく「できることからやってみよう！」と思い、出前講座で消費者にダークパターンのことを知つてもらい騙されないよう伝えることから始めました。

2024年9月、ダークパターンを利用していない誠実な企業が消費者から正しく評価されず、他方で、ダークパターンを利用した広告を掲げる企業により消費者被害が拡大するという悪循環を解決するため、一般社団法人ダークパターン対策協会が設立されました。同協会では、企業のWebサイトが、ダークパターンではないことを認定する NDD (Non-Deceptive Design) 認定制度を創設し、2025年10月から制度が開始しました。制度の設立前に、適格消費者団体に審査機関への登録が呼びかけられました。登録には会員に審査員が在籍していることが条件であったため、事務局の私も認定審査員の研修・試験を受け審査員となり、ひょうご消費者ネットも10月に審査機関として登録しました。今後、同制度がどのように活用されるのかまだ分かりませんが、消費者被害を防ぐためにできることはやってみたいと思います。

今後、当団体でも消費者被害の未然防止のため、会員の皆様にもご協力いただき、活動の輪を広げられることを強く願っています。

また、当団体では、2025年4月に「ダークパターンに気をつけろ！」の冊子を作成しました（HP掲載）。冊子に登場する擬人化された動物がSNSで愛好家の目に止まり、イラストだけでなく消費者問題にも関心を寄せるコメントが投稿されていました。このような反響は全く予想していませんでしたが、これからも「できることからやってみる！」の気持ちを大切に活動を続けたいと思います。

☆啓発冊子「ダークパターンに気をつけろ！」の予想外の反響について

ひょうご消費者ネット 理事・事務局 田村 直子

兵庫県の令和6年度の補助金で制作した啓発冊子「ダークパターンに気をつけろ」を今年の春頃から県内の中・高等学校を中心に配付を始めたところ、X(旧ツイッター)で、バズったという知らせが届きました。

その理由は、ケモナーと呼ばれる、動物を擬人化したキャラクターデザインを好む人たちが存在し、その中の誰かが、当冊子をどこかで手に取り、登場する動物たちのイラストの魅力を発信したそうです。その後、一連の閲覧者数が657万人、いいねが4.6万人(2025.7.8時点)に達していたとのことでした。それらのツイートの中には、「どこで手に入るのか」、「ダークパターンという呼び名を知らなかった、気をつけよう」「デザインも可愛いけど、勉強になる」といったものも見られます。

そこで、この話題に便乗して、ダークパターンや適格消費者団体のことも知ってもらう機会にならないかと県の担当者に相談したところ、全国の適格消費者団体(現在26団体)に30~50部ずつ程度なら配布してもよいとの承諾を得ました。当冊子の入手希望者にはそれぞれの最寄りの団体の事務所に行ってもらい、受取ってもらうということにしたいと思っています。

21の適格消費者団体には25部ずつ、特定適格団体4団体へは50部ずつ、送付しました。

当団体Xのアカウントにも、適格消費者団体やダークパターン啓発冊子等のことを投稿しておりますので、一度ご覧ください。



2025年4月作成

「ダークパターンに気をつけろ！」

「みんなのサマーセミナー」に参加して

ひょうご消費者ネット 理事 大谷 敦子

2025年8月2日(土)、3日(日)に尼崎市の園田学園大学で開催された「みんなのサマーセミナー」に今年も参加しました。この催しは「みんながセンセイ、みんながセイト」を合言葉に、50分授業が2日間で300以上も行われる尼崎市の恒例行事です。

授業名は「君ならどうする?スゴロクで悪質業者撃退!」とし、「消費者トラブル解決し隊」と名乗って、生活協同組合コープこうべ、消費者支援機構関西、ひょうご消費者ネットから有志5名がセンセイになりました。適格消費者団体の認知度向上を図るとともに、NPO法人C・キッズ・ネットワーク制作の「悪質業者にまけんぞう!スゴロク」を使って消費者トラブルの数々とその対処法を学びます。



サマセミに参加するのは3回目ですが、今年は2日目の5時限目という最終授業が割り当てられ、果たしてセイトさんは集まってくれるかしら、と少々弱気になりましたが、開始前には廊下に行列ができていました。



参加者は、幼児1人、小学生7人、中学生1人、大人5人。最初に当会の酒井富美子理事から、適格消費者団体の活動紹介と消費者トラブルに遭遇した時には「消費者ホットライン188」に相談してね、と説明。次に3班に分かれスゴロク開始。サイコロを振った小学生が、進んだマスの指示に従って選んだ悪質商法のカードを元気いっぱい読み上げます。私たちセンセイも教室の賑わいに負けないように対処法を解説しながら進めます。小学生には少し難しい問題もスゴロクの面白さで最後まで楽しんでゴールを目指すことができました。

今まで学習会や講演会形式で行っていた啓発活動が、参加者の高齢化やコロナ禍によって開催が難しくなり、「幅広い世代に短時間でも楽しみながら適格消費者団体とその活動を知ってもらいたい」と考えて参加したサマセミでした。講演会に比べると参加者は少ないですが、子どもから大人までお互いに会話しながら、時には「あれは詐欺だったかも」と参加者自らが経験を語って教訓を共有したりと、今までにない手応えがありました。

終了後、センセイ役で参加した有志で話し合った結果、当初の目的は遂げたとして、サマセミへの参加は今年度で一旦終了することになりました。来年度以降の取り組みは改めて考えていきます。

2025年度 ひょうご消費者ネット学習会のお知らせ

現地とZoomのハイブリッド開催、見逃し配信あり(第2回、第3回)

第1回

「消費者トラブル相談最前線！～事例と対応～」 (神戸市教育会館201) 見逃し配信なし

2025年12月14日(日) 10:00～11:40 大久保育子さん (消費生活相談員)

令和の米騒動、生成AIの登場、巧妙化する投資詐欺…。私たちのまわりにはトラブルの種があふれています。日々寄せられる相談の事案報告は、相談員の方々には対応のヒントとなるだけでなく、一般消費者にとっても新たなトラブルに備えることができるおススメの講義です。

また、「ここだけのリアルな話」が満載のため、この講義のみ見逃し配信は行いません。ぜひ現地からの生の声をお聞きください。

第2回

「グリーンウォッシュを知る初めの一歩～その環境配慮はホンモノ？～」 (神戸市教育会館203)

2026年1月18日(日) 10:00～11:40 下村 委津子さん

(認定NPO法人環境市民 副代表理事、

消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク事務局)

国際的な環境保全が求められ、消費者の関心が広がるにつれ、「エコ」「グリーン」「サステナブル」などの言葉で自社の商品や活動をアピールする企業が増えています。しかし、実態を伴わない環境配慮で自社のイメージを高め、消費者を誤認させる「グリーンウォッシュ」広告も存在します。

グリーンウォッシュの現状をお話しいただき、企業の事例広告などを参考に問題点を探ります。また、私たち消費者はどのような姿勢で広告表示を見るべきかについても考えます。

第3回

「生成AI時代のインターネット広告と消費者保護の課題と対応」 (神戸市教育会館501)

2026年2月15日(日) 13:30～15:10 鈴木 珠世さん

(一般社団法人 日本アフィリエイト協議会 理事)

インターネット広告は、ターゲティング技術や生成AIの導入によって日々進化しています。便利になる一方で、誤ってトラブルに巻き込まれてしまうケースも少なくありません。

この講演では、アフィリエイト広告を含むデジタル広告の仕組みや最新の動向を踏まえながら、消費者被害を防ぐために私たちが知っておくべきポイントをわかりやすい言葉でお伝えします。